日合商通信

Vol.138
2025年
12月後半号

Japan Plywood Wholesalers Association

発行所：日本合板商業組合
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-5-4
TEL：03-5256-9080
https://www.nichigosho.net/
e-mail：jpwa@oboe.ocn.ne.jp

TOPIC 1 税制改正大綱、住宅ローン減税を5年間延長へ

政府与党が、令和8年度の税制改正大綱を決定した。住宅分野では、2025年末で適用期限切れの予定であった「住宅ローン減税」を2030年まで延長したことが大きい。

「住宅ローン減税」は、年末のローン残高の0.7％を所得税から控除する制度で、新築・既存住宅、子育て世帯・若者夫婦世帯とその他の世帯、また、省エネ性能によって借入限度額・控除期間が定められている。

令和8年度の税制改正では、2030年まで延長するとともに、制度を大きく見直した。大きな見直しの一つが、既存住宅購入の支援を拡充したことだ。

借入限度額は、「長期優良住宅・低炭素住宅」は子育て世帯・若者夫婦世帯が新築5000万円、既存4500万円（その他の世帯は、それぞれ4500万円、3500万円）。「ZEH水準省エネ住宅」は新築・既存ともに4500万円（同3500万円）となる。期間は13年間だ。「省エネ基準適合住宅」の新築は子育て世帯・若者夫婦世帯が3000万円、その他の世帯が2000万円。ともに13年間であるが、2027年までの措置で、2028年以降は対象外となる。

一方、既存住宅は子育て世帯・若者夫婦世帯が3000万円、その他の世帯が2000万円で13年間。こちらは2030年まで実施される。

また、単身世帯、高齢者世帯が増えていくことをふまえて面積要件を見直し、従来の「50㎡以上」から「40㎡以上」と緩和した。

TOPIC 2 国産間柱材を枠組壁工法に活用へ

東京木場製材協同組合は、枠組壁工法に、在来軸組工法の国産間柱材を活用する研究プロジェクトを進める。

在来軸組工法の間柱は、日本全国の多くの製材工場で生産されており、日本で最も調達しやすい建築材料ということができる。間柱材（45㎜×105㎜）と、2×4材（38㎜×89㎜）はサイズに共通性はないが、その間柱材を部材の種類が少なくて済む枠組壁工法で枠組材の代わりに使い、パネル化することができれば、応急仮設住宅など緊急時の需要増加などの解決策になる、との考えから研究プロジェクトをスタートした。

現状では、法律などにより使用が難しい状況にあることも事実で、そこで東京木場製材協同組合は、東京大学大学院 農学生命科学研究科 青木謙治 教授と、金沢工業大学建築学科 河原大 講師の技術指導のもと、「間柱材と枠組材の曲げ性能比較試験」「枠組材同士の釘接合部一面せん断試験」「間柱材と枠組材の枠組壁工法 耐力壁の構造性能比較試験」「間柱材を用いた合わせ柱の圧縮試験」など各種技術検証を進めている。

長谷川萬治商店の館林工場の敷地内に、間柱材やその合わせ柱だけで構成する事務所棟の建設を進めている

また、実棟建設の第一ステップとして、同製材協同組合員である長谷川萬治商店の館林工場の敷地内に、在来軸組工法の基準に適合する範囲内で、間柱材（45㎜×105㎜材）やその合わせ柱だけで構成する方法で建てる平屋の同社事務所棟の建設にも着手した。

新 刊 省エネ基準の義務化へ 関連法令を一冊に集約

創樹社

必携 住宅・建築物の省エネルギー基準関係法令集 2025

住宅・建築に関わる企業、地方自治体、性能評価機関などに向けた必携の書